

(案)

「江戸川区教育大綱(案)」の意見公募結果について

「江戸川区教育大綱(案)」に関する意見公募手続きは、令和2年2月25日から3月9日までの期間で行いました。その際、1名より計6件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見公募手続の概要

(1) 意見公募期間

令和2年2月25日から3月9日までの間

(2) 周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和2年2月20日号の「広報えどがわ」に掲載
経営企画部企画課窓口に関連用の印刷物を設置

(3) 意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

(4) 提出先

経営企画部企画課企画担当係

2 意見公募の結果

(1) ご意見と区の考え方

	頂いたご意見	区の考え方
1	施策の柱の3点目「21世紀にふさわしい学校教育の推進」の「21世紀」は100年スパンなので、焦点が当てにくく、具体的なイメージが湧きにくい。良い言葉が浮かばないが、例えば「社会の要請に応える」「社会の変化を的確に捉えた」「区民の期待に応える」などの文言に換えられないものか。	ご指摘いただいた「施策の柱」は、本大綱の基礎となっている「江戸川区基本構想」(平成14年策定)からの引用として記載されているものです。

	頂いたご意見	区の考え方
2	<p>施策の柱に「地域」が謳われているから致し方ないこともあるが、「地域」とは、通常はエリアを意味し、区歌に謳われているような「わが里」「郷土」と言う概念は含まれない。大綱の文章には、「地域」を「郷土」と読み換えられる個所もある。「郷土」と置き換えることによって、「ふるさと江戸川区」、「郷土江戸川区」としての意識を醸成できるのではないかと考える。</p>	<p>本区には、区民と一丸になって様々な課題を克服し、発展を遂げてきた歴史があり、その中で培われた「地域の力」は、良き教育環境を支える大きな力となっています。そうした背景から、本区において「地域」という言葉は、エリアという意味にとどまらず、そこに住む人々や形成されるコミュニティ、文化などを想起させるものとして使われてきており、本大綱でも同様の使い方を行っています。</p>
3	<p>大綱全体に、子どもは保護支援される立場であることが貫かれている。このことは当然であるが、中等教育期の子どもは、支援する立場にもなり得る。また、災害時などにおいては、救援のための重要な担い手にもなる。教育大綱には、その視点からの言及もあっていいのではないかと感じた。</p>	<p>ご指摘のとおり、中等教育期の子どもは、特に地域における活動や災害対応などにおいて、支援する立場になり得るものと考えます。そうした主旨の表記を追記いたします。</p>
4	<p>「子ども」の用語が至るところに使われているが、「子ども」の概念が明確でない。学齢期の子どもなのか、児童福祉法の適用範疇なのか、どこかで注釈を入れておくといいのではないかと思います。</p>	<p>本大綱は、家庭、地域、学校における、さまざまな場面を想定して作成しています。そのため「子ども」という言葉も、年齢や学齢等によって一律に対象を限定するものではなく、それぞれの場面で適用できる言葉として使用しています。</p>
5	<p>失礼な指摘になるかもしれませんが、「てにをは」や「こそあど」、「主語・述語」、「言い回し」など、文章に不具合が見られます。分かりやすさとともに、教育大綱の性格上、それなりに品位と風格のある文章にしていきたい。</p>	<p>適切な表現となるよう、あらためて文章を見直します。</p>

	頂いたご意見	区の考え方
6	江戸川区の教育は、「末頭区の教育」とか「23番目の水準」などと揶揄されてきましたが、この四半世紀の江戸川区の教育実績は目覚ましいものがあると、区民の一人として自負しています。この教育大綱の具現化によって、より一層、江戸川区の教育が充実・発展されることを期待しています。	区民の皆様のご期待に応えられるよう、今後も本大綱をもとに、子どもたちの教育環境を含めた教育行政全般の一層の充実、発展に努めてまいります。